平成２５年（フ）第１１号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1469番地、旧住所鳥取県鳥取市末広温泉町623番地
債務者　森田　　伸
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
鳥取県米子市尾高922番地３　Ｂ―203号
債務者　原　　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第６３９号
広島市安佐南区祇園６丁目８番10―307号　グリーンヒルズ祇園
債務者　片岡美保子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
広島市佐伯区吉見園11番22―203号
債務者　平川　真里
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１号
広島市佐伯区五月が丘５丁目12番３号
債務者　村地　久子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４号
広島市中区江波西２丁目14番３―404号
債務者　村中　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５号
広島市佐伯区河内南２丁目18番９号、住民票上の住所広島市東区戸坂惣田２丁目４番２―206号
債務者　花本　和弘
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４号
広島県尾道市浦崎町348番地１
債務者　神原　勝利
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
広島県三原市宮浦５丁目23番５号
債務者　福田　義行
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８号
山口県萩市大字山田4664番地７　市営改良住宅１―２号
債務者　岩本　　覺
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第４５号
愛媛県松山市山西町1358番地59
債務者　渡邉　孝一
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
愛媛県宇和島市大宮町１丁目２番28号　秋月マンション201
債務者　谷口　和徳
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１４号
福岡県久留米市山川町153番地７　ロイヤルパーク壱番館１階102号室
債務者　田中　幸雄
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３４号
福岡県久留米市篠原町２番地５　エバーライフ久留米中央805号
債務者　大橋　成昭
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３５号
福岡県久留米市篠原町２番地５　エバーライフ久留米中央805号
債務者　大橋　京子（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３９号
福岡県久留米市御井旗崎５丁目９番５―301号
債務者　黒木　達也
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４３号
福岡県久留米市城島町江上286番地２
債務者　江上　明美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５２号
宮崎市鶴島３丁目159番地　県営住宅２棟404号
債務者　木佐貫康恵
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
宮崎地方裁判所破産係